

第10回 神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議

日 時 令和4年3月24日(木)
16:00～17:30
場 所 県出雲合同庁舎702

○大谷課長 それでは、定刻となりましたので、これより「第10回神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議」を開会いたします。

本日の司会を務めます島根県の土木部斐伊川神戸川対策課の大谷と申します。よろしくお願いいたします。着席させていただきます。

本日は、出雲合同庁舎では外壁改修工事を行っております。騒音等が発生する場合がありますので、御了承ください。また、新型コロナウイルス感染防止対策として、換気と、既に御協力いただいておりますが、マスクの着用を引き続きお願いいたします。

それでは、本日配付しております資料の確認です。調整会議レジメということで、配付資料一覧として、調整会議次第、配席図、席次表、調整会議出席者名簿、設置要領、別紙1としまして「平成29年確認書で設置する組織と調整会議との関係」、別紙2として「神戸川の河川環境等に関する協議会の開催状況と協議会や調整会議への意見」、別紙3として「平成29年確認書履行状況に関する島根県河川課資料」、それと、流域住民から提出されました資料と中国電力から提出された資料です。確認をお願いします。不足等がございましたら申し出ください。それと、昨年12月に開催いたしました「第7回神戸川の河川環境等に関する協議会」で配付いたしました資料を適宜使います。

よろしいでしょうか。

それでは、調整会議の開会に当たり、会長であります島根県松尾副知事より御挨拶いたします。

○松尾副知事 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、こうしてお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

もう皆様御存じのとおり、この会議でございますけども、平成25年9月に設置をいたしました。そして平成29年の3月に、出雲市、飯南町、美郷町、中国電力、そして島根県で確認書を締結させていただきました。この確認書では、令和9年3月までの中国電力の潮発電所での水利使用、この水利使用に当たりまして、中国電力による環境放流実施や来島貯水池での水質対策、神戸川の河川環境等に関する協議会の設置、そして、中間年に

この会議での中間検討を行うといったことが定められたところでございます。この会議では、それに基づきまして本日御足労いただいたわけでございますけれども、検討に当たりましては、協議会で協議、議論をしていただきましたその状況、そして、それに基づく意見を報告いただいた上で、検討のほうに入らせていただきたいと思います。

本日は、協議会の清家座長さん、そして幹事会会長の飯野会長にも御足労いただいております。どうかよろしくお願ひ申し上げます。そして、住民の皆様のご代表による意見発表といったことも予定をされております。どうかよろしくお願ひを申し上げます。

最後に、本調整会議においては、委員の皆様から忌憚のない御意見を御期待申し上げまして、住民の皆様との信頼醸成を図る上でも、忌憚のない御意見をお願ひ申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

○大谷課長 調整会議を始める前に、本日参加の皆様から一言ずつ御挨拶をいただきたいと思ひます。

出雲市長様、よろしくお願ひします。

○飯塚市長 御紹介いただきました出雲市長の飯塚でございます。

県をはじめ関係機関の皆様方には、大変日頃よりお世話になっておるところでございます。本日はどうぞよろしくお願ひをいたします。

○大谷課長 飯南町副町長様、よろしくお願ひいたします。

○奥田副町長 飯南町副町長の奥田でございます。

本日、委員であります塚原町長が他の公務で出席できませんので、私が幹事として出席をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大谷課長 続いて、美郷町長様、よろしくお願ひいたします。

○嘉戸町長 失礼します。美郷町長の嘉戸でございます。

江の川沿いの潮発電所の立地自治体という立場で、本日は参加をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○大谷課長 ありがとうございます。

それでは、会議に入りたいと思ひます。

この調整会議は、平成29年2月以来の開催になります。ついては、会議に先立ちまして、最初に、調整会議において潮発電所の水利使用に関する協議・調整を行うという、その基礎となります平成29年確認書と平成29年確認書で設置する組織と調整会議との関係について、事務局から報告をお願ひします。

○永瀬調整監 失礼します。事務局を担当しております、島根県斐伊川神戸川対策課の永瀬といたします。今日はよろしくお願ひします。座って説明をさせていただきます。

本日お配りした資料の別紙1「平成29年確認書と平成29年確認書により設置する協議会と調整会議の関係」という資料を御覧ください。A3の紙が3枚入っております。この資料については、まず最初のところで、平成29年確認書に基づく組織の関係についてカラーで説明したものです。それから、2枚目、3枚目が、先ほど挨拶にもありましたけれども、平成29年の3月に、島根県、出雲市、飯南町、美郷町、それから中国電力、この5者で調印した確認書のコピーをつけております。

それでは、内容のほうを説明させていただきます。最初の1枚目の「平成29年確認書により設置する組織と調整会議との関係」の表を御覧ください。上のほうに、今日の会議「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議」。これは、会長は、先ほど挨拶しました島根県副知事でございますが、この会議の設置目的は、中国電力の潮発電所の水利使用に関して、神戸川の河川環境保全等の観点から関係自治体はその対応方針について関係者の意見を聞きながら協議・調整を行うために設置されたものでございます。構成委員としては、島根県副知事、出雲市長さん、飯南町長さん、美郷町長さん、それから幹事、オブザーバーを設置しております。

この調整会議で検討する事項としては、大きく2つございます。これが、まず1番目が、今日これから協議いただきます「令和3年度の間検討」です。これは確認書第4条の第2項にありますけれども、協議会の意見、モニタリング等の調査結果を踏まえ、中国電力の取組、河川環境等を検討し、必要な場合は、それぞれの機関に対策を提案するということになっております。

それから、もう一つは、これは5年先になりますけれども、水利使用期限、令和9年3月においては、協議会の意見等を踏まえ、分水の必要性を含め、様々な角度から再検討するということがこの確認書の第5条に書いてあります。

この調整会議に意見を提出するのが、「神戸川の河川環境等に関する協議会」で、これは、本日お越しいただいております会長である清家先生の下で、河川環境に関する情報共有・意見交換を実施しているところでございます。このメンバーとしては、学識経験者、水利使用者、漁協さん、それから流域住民の代表の方、行政、河川管理者等が集まって、神戸川の河川環境等に関する事項、それから環境保全等の取組に関する事項について協議を行っているところであります。先般12月にこの協議会を開催いたしまして、意見を提

出すということで、この意見がまとまりました。これを後ほど説明いたしますけれども、こういったものに基づいて、先ほど言いましたように、令和3年度の間接検討を行っていただくというのが今日の会議でございます。

そのことが、次のページの、この確認書の中の特に2枚目の記の第1条から第7条までに書いてあります。先ほど言いましたように、第3条の組織というのが「河川環境に関する協議会」ということになります。第4条の2が中間時点の、当時は平成でしたので平成33年と書いてありますが、この前条による組織による意見やモニタリング等の調査報告を踏まえ、調整会議において検討を行いというところを、今日、皆様にお集まりいただいて協議していただくということになります。確認書の内容については、また再度説明しますが、組織関係の説明は以上になります。

○大谷課長 ただいまの説明について質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次第の3番目、意見発表。昨年12月に開催しました第7回神戸川の河川環境等に関する協議会におきまして、流域住民の一部の委員から、調整会議において流域住民の意見発表を行いたいとの要望がございました。については、これから流域住民の委員による意見発表を行います。

それでは、飯國委員、意見発表席に進んでいただきましたので、全体の進行の都合上、10分とさせていただきますと思います。なお、質疑応答は行いませんので御了承ください。よろしいでしょうか。

それでは、意見発表をお願いいたします。

○飯國委員 先ほど御紹介をいただきました神戸川再生推進会議の飯國と申します。今日は、この調整会議に発言の機会を設けていただきましてありがとうございます。制限時間もあるようですので、私のほうからは簡潔にお話をさせていただきますというふうに思っております。それで、1枚物のA3のものをお配りしておりますけれども、少し歴史をたどって、この神戸川の分水問題についてお話をさせていただきますというふうに思います。

昭和29年に神戸川の電源開発の許可が下りてから30年がたったときに、昭和58年に免許の更新が来るわけですが、その前の段階で、昭和57年の5月、県議会のほうへ、いろんな問題が発生したということで、善処をお願いをしたという経過がございます。県議会のほうでは、それを審議をいただいて趣旨採択になったということでございまして、

そこにありますように、来島ダムから潮発電所へ発電用として使用されている水資源については、昭和58年3月31日の許可期限をもって終了というふうなことがきちっと県議会で採択をされたという一つの節目があっております。これは、それだけこの30年間に下流の流域住民、あるいは漁業者、もろもろの方が非常に不便を感じたり被害を被ったということを県民の代表の議員の皆さん方が認めていただいたということでございました。けれども、そこにありますように、水利の使用期限は、最終的には、16年後の平成11年に許可の期限が延長された。中電さんが申請をされてから16年後に、審査期間があったんでしょうけれども、こういった格好で許可が延長されたということでございました。

それから、もう一つ、その2番目ですけれども、また30年間、平成25年まで許可が延びたんですけれども、その30年間にもいろいろな問題が発生したという経過がございます。詳しくは申し上げませんが、そこにありますように、2万7,000名の流域住民の署名を集めて、ぜひ2回目のときは水を返していただくという運動をしたという経過がございます。そうしたこともなかなか通りませんで今日に至っておりますけれども、要は、下流の住民がいろいろと不利益を被ったんだけど、それがなかなか解決をしていただけないと、古い問題でありながら、今日まで続いていますよということをきちっと御理解をいただきたいなというふうに思っております。

3番目に行きますけれども、そういった経過を踏まえて、先ほど話がありましたように、平成29年の3月に新たな確認書が締結をされて、今日までいろいろな議論をさせていただいております。私も神戸川の環境に関する協議会の委員として参加をさせていただいております。いろんな意見は其中で申し上げますけれども、その内容については、また後ほど飯野先生のほうからお話があると思いますので私のほうからは申し上げませんが、大きな3番の4にありますように、平成29年の10月に出雲市長さんからは非常に力強いお言葉をいただいております。真ん中どころにありますように、本市は、出雲市は、神戸川の河川環境の維持・保全を考える上では分水は好ましいものではないというふうな考えに立って、15項目の提案をさせていただいております。そのことは皆さん方のお手元の中にも資料があると思いますけれども、そういったことを踏まえて、協議会の中でもいろんな議論を闘わせておりますけれども、なかなか、それぞれの意見がございますので、今日まで具体的な進展はないということだと私は思っております。

ただ、1番、2番の歴史を見ていただきますと、昔の言葉で言えば、直訴、議会のほうですけれども、お上のほうへ直訴をしたと、けれども、なかなか取り上げていただけなかつ

た。2番目にありますように、署名活動。言ってみれば、水を返してくださいと一揆を起こしたんだけど、これもなかなか認めてもらえなかったというふうな我々は思いでおります。そういったことが今後永久に続くということは許されないというふうに思っております。最後にありますけれども、調整会議に対する要望書ということで書いておりますように、約束にありましたように、モニタリング調査はきちっと県のほうでやっていただきたいというふうに思っております。中電さんが協議会の中でもいろいろと調査をされたという報告はいただいておりますけれども、それは、ダムの中であつたり、堰堤のすぐ下のほうであつたり、あるいは、窪田発電所とか乙立発電所の部分的な減水区間、2キロか3キロの間の生物調査等しかやっておられませんので、私らとしては、上流から下流まで全線にわたって、じゃあ、今の神戸川の状況はどうなってるかというふうなことをつぶさに調査をいただくということが今回のお願いの趣旨でございます。

言ってみれば、70年間近く分水をやってこられたわけですけども、その影響がどういったことで起きているかということがまず土台としてないと、令和9年までの向こう5年間の議論が成り立たないと。今までどおりまた水かけ論をするようなことになりますので、やはりきちっとしたデータを出していただいて、科学的な知見に基づいて調査をしていただいて、それから議論をしていくということが必要ではないかと思えます。やはりデータがないと、皆さん方それぞれの立場で意見をおっしゃいますので、議論がかみ合いません。今までもそうでした。ですから、第三者の方がきちっとやっていただくということをお願いしたいと思います。

特にお願いしたいのは、確認書でモニタリング調査をやるということになってますけども、このモニタリング調査が実績づくりであってはならないというふうに思ってます。というのは、やったこと、要するに、出雲弁で言えば、やったことにしようかというふうなことではいけません。きちっと予算をかけてやっていただきたいなというふうに思っております。と申しますのは、この電源開発をするときに、昭和25年、6年、7年、3年間かけて、京都大学の先生とか、それから建設省の研究センターの先生とか、そういった方が調査をされております。そういったときに県がされておるわけですけども、最初の勢いが県のほうでも少しなくなつたんじゃないかなというふうに私は感じておりますので、やはり、きちっと県の責任においてかなりの予算を取ってやっていただくということが私どものお願いでございますし、それから、今後5年間かけて議論をする土台になるというふうに思っておりますので、ぜひ委員の皆さん方に御賢察をいただきたいなというふうに思

います。以上でございます。

○大谷課長 飯國委員、意見発表ありがとうございました。それでは、傍聴席への移動をお願いします。

以上で意見発表を終了いたします。

次第の4番、「協議会意見」。ここからは、調整会議の会長であります松尾副知事に進行をお任せしたいと思います。

○松尾副知事 それでは、私のほうで進行をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

最初に、神戸川の河川環境等に関する協議会においては、これまで御尽力をいただきまして検討をしていただいております。その検討状況と、協議会で合意をされた協議会意見について報告をお願いします。

○永瀬調整監 それでは、これまで7回、協議会のほうを開催しておりますけれども、その状況と、それから、今年の12月23日に開催しました第7回の協議会でまとまりました協議会意見について、報告をさせていただきます。

なお、報告は、協議会の状況については、協議会の座長である島根大学の清家委員、それから協議会の意見については、協議会の幹事会の会長である島根大学の飯野委員にお願いしております。

説明の資料としては、本日お配りしてあります資料の別紙2、それから、12月の協議会で配付した資料2と3という資料となると思いますけれども、随時それを御覧いただきながらと思っております。

それでは、まず、協議会の状況について、清家委員のほうから報告をお願いします。

○清家座長 協議会座長を務めております島根大学の清家でございます。

それで、私のほうからは協議会の開催状況ということで説明させていただこうと思います。別紙2を御覧ください。その2枚目のところに、その開催状況を簡単に示してございますが、それを御覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

この協議会というのは、平成29年3月に締結された、確認書の第3条ですかね、それに基づいて神戸川の河川環境等について、水利使用者、それから流域住民、河川管理者、学識者が情報共有・意見交換を行って、関係者の信頼醸成を図ることを目的に平成29年6月に設置されたわけです。委員の構成については、その次のページの委員名簿を御覧ください。

それでは、協議会の開催状況についてですが、第1回の協議会は平成29年6月に開催しております。それから、昨年になります。令和3年12月まで7回にわたる協議会を開催いたしました。主な内容を説明しますと、平成29年10月の第2回協議会で、出雲市長さんから協議会に対し15項目の課題提起がありました。それから、平成31年3月の第5回協議会で、協議会の運営を円滑に行うために、協議会の議題資料を事前に調整する幹事会を設置して、その幹事会の会長に島根大学の飯野先生に就任いただきました。そして、幹事会での協議結果を基に、昨年12月に行いました第7回協議会において、中間検討に向けた協議会の意見をまとめたところです。

第1回から第7回までの協議会の状況というのは以上になります。簡単ですが、説明させていただきます。

○永瀬調整監 ありがとうございます。

それでは、続きまして、先ほどお話のありました第7回協議会でまとまりました協議会の意見について、幹事会の会長である飯野委員から報告をお願いします。

○飯野委員 そうしますと、お手元にあります別紙2の資料の4枚目を開けていただければと思います。間違いがないようにできるだけ読み上げる形で報告をさせていただきます。

神戸川の河川環境等に関する協議会、中間まとめということで、まず初めにですが、そもそもこの協議会は何のためにあるのかということをもう一度確認をします。本協議会は、平成29年3月10日付で関係5者、島根県、出雲市、飯南町、美郷町及び中国電力が締結した確認書第3条に基づき、神戸川河川環境等に関する流域関係者、水利使用者、流域関係者、河川管理者等が、学識者を交えて神戸川の河川環境の保全等に関する情報共有・意見交換を行い、関係者間の信頼関係の醸成を図ることを目的に設置され、あわせて協議会設置要綱第3条に従い、以下の項目について情報共有や意見交換を行い、その結果を踏まえ、本で行われております「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議」に意見を提出することが定められていたものです。

今回の中間報告は、この平成29年確認書第4条に基づきまして、協議会におけるこれまでの情報共有・意見交換の結果と、それを受けての意見を報告するものです。

なお、今回の協議会においては、協議会が行うべき3つの検討内容、①神戸川の河川環境に関する事項、②流域関係者による神戸川の環境保全等の取組に関する事項、③その他、目的を達成するために必要な事項に加え、平成29年10月18日付で出雲市長より提起された課題提起15項目も主要な検討課題として情報共有・意見交換を行いました。その

結果が、皆さんのお手元にあります資料3のところに整理される形で示されています。

それでは、続きまして、この目的に沿って、情報共有・意見交換の結果について3点御説明いたします。

まず1つ目、平成29年確認書の履行状況についてであります。平成29年確認書第1条に定められた中国電力が行うこととされていた5つの取組について報告がなされ、確認書に基づく取組が行われていることが、幹事会及び協議会で確認をされました。ただし、来島ダムの水質保全に関しては、今後も継続的な改善の取組が求められました。また、環境放流、常時2トンの影響に関しては、流量の増加や生息動物の環境改善傾向を確認できましたが、意見交換の場では、「濁った水が流れ出ているようだ」、「生物調査が減水区間に限られたものであり、下流域全体の生息環境改善とは必ずしも判断できない」、「調査期間が短いため、さらに継続的な調査が必要である」、といった意見が出されました。これは、先ほど流域住民の皆さんがおっしゃった点と合致するものであります。

2つ目です。モニタリング調査の必要性についてです。平成29年確認書第4条では、中間時点でのモニタリング等の調査結果を踏まえ、調整会議に意見を提出することになっていました。しかしながら、調査についての具体的な手順、誰が実施するのかという実施主体、それから実施方法、さらに費用負担等を含めて不確定な点があり、中国電力による調査結果はあるものの、また協議会としても実施を模索しましたが、この調査の実現には至っていません。そのため、協議会としては実施に向け早急に対応する必要があると考えています。なお、モニタリング調査は神戸川の河川環境の保全を目的とする調査です。そのため、関係者間の信頼醸成を前提に行われることが何よりも肝要と考えています。そこで、調査方法や調査内容については、関係各位の意見等を十分に反映する形で、また、専門家のアドバイスに従い実施されるよう強く要望するものであります。

なお、平成29年確認書第5条の本協議会報告等を踏まえ、調整会議が、分水の必要性を含め、様々な角度から再検討するという規定に従い、モニタリング調査はそれに要する調査内容を含むものとするという、一応、附帯意見が付いております。

3つ目です。先ほど住民団体の方からお話がありましたが、過去の経緯という問題をなぜここでまた議論をしなければならないのかということですが、少し説明を補足してお話しします。まず、本協議会の目的は、情報共有と意見交換を通じ関係者間の信頼関係の醸成を図ることにあります。しかしながら、来島ダム建設当初からの歴史的経緯、各種の覚書や命令書等がそのとおりにきちんと実施されてきたのかをめぐって、関係者間での意見

が対立、もしくは必ずしも一致していない。そういう意味で、信頼関係の醸成に基づく河川環境の保全を進めるに当たってそれらが大きな障害となっていたという事実がございませぬ。

そこで、本協議会では、過去に作成された公文書、あるいはそれに準ずるものを含めて探索するとともに、協議会の下に幹事会を設置し、それらの文書の検証作業を行ってまいりました。ただし、時間が経過しているため、文書を発見できなかったものや廃棄されたかもしれないなどの制約があったことから、もし仮に関係者にとって不利益な情報が出た場合でも、それを基に補償等を求めるような行為はしないという条件に合意した上でこの文書の探索を行いました。

その結果、過去の覚書や命令書等の中には、履行を確認できないもの、不履行と断定もできない不確定なもの、あるいは、実施内容が不明確、データ等の確認ができなかったもの、関係者間で認識のずれていたものなどが散見をされました。例えば、今、皆さんのお手元にあります資料の3を御覧いただけますでしょうか。そこには、神戸川協議会・幹事会における水利権更新の歴史の整理の主な論点ということで、流域住民からの問題提起、あるいは、島根県、中国電力、出雲市の整理結果が書かれています。その②というところに農業用水確保という、資料としては、ページは3という番号になりますか。ページ数は。

○永瀬調整監 資料は、前回、12月の協議会で出した資料のうち資料の2の3ページ目になります。タイトルは、中間報告まとめ案、飯野委員まとめという資料の3ページ目になります。

○飯野委員 すいません。よろしいでしょうか。（「A3の分ですか」と呼ぶ者あり）

○永瀬調整監 A3の分になりますが、分かりますでしょうか。

○飯野委員 この資料の、例えば、②農業用水確保というところを御覧いただきますと、昭和29年7月調印の覚書というものがあって、県や市町村長で調印したものです。この中に3つパラグラフがありますが、その真ん中のパラグラフに放流量、毎秒2トン以上を放流し得る放流口を設け放流せしめるという文章が覚書として存在しています。しかしながら、右側を見ていただくと、本来この覚書に基づいた形で命令書が発出されるわけですが、この命令書のところには、放水量毎秒2トンを超えて放流し得る放流口を設けることというふうに、命令書と覚書で文言が違っている。こういった本来公文書ではあってはいけない事態が結構散見されていたということが、この事実確認の中で分かってきました。ですの

で、こういった問題をきちんと一回整理をして、これから先、住民や中電、出雲市、島根県といった関係者が環境改善のために何ができるかを前向きに考えるときには、やはりきちんと過去を整理した上で再スタートを切ることがとても重要だろうということがこの協議会では認識をされたわけです。

中間報告の本文に戻ります。そこで、水利権更新期限までにこうした過去の事実を関係者間で共有することが信頼醸成に向け不可欠だというふうに考えました。また、将来に向け、こうした事態を引き起こさないための適正な手続や文書管理の徹底、本協議会を母体とした河川環境保全の取組のチェック体制など、合意形成の在り方について流域関係者間で検討することも必要な措置だと考えます。この以上3点を協議会の意見として調整会議の皆さんに申し上げ、私の報告を終わりたいと思います。

○永瀬調整監 ありがとうございます。

協議会の開催状況を清家座長、それから、第7回協議会でまとまりました意見について飯野幹事会会長から御説明、報告をしていただいたところです。協議会の報告は以上です。

○松尾副知事 ただいまの報告ございましたけども、これにつきまして何か御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、協議会の状況報告、そして意見報告を終わらせていただきます。

清家委員、そして飯野委員には、御報告、誠にありがとうございました。

それでは、ここから協議のほうに移らせていただきます。まず最初に、平成29年確認書の履行状況についてでございます。中間年ということで、これまで確認書で記載のあった内容が、これまでの5か年間、履行されていたのか、協議会、そして、この調整会議の場で確認をさせていただきたいと思います。

では、事務局のほうから内容について説明をしてください。

○永瀬調整監 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

先ほど私が説明させていただきました別紙1をもう一度御覧ください。これの1枚目は先ほど関係組織の立場なり目的について説明しているところです。それで、2枚目のほうから平成29年の確認書のコピーがつけてあります。その次のページの第1条から平成29年の確認書で履行すべき内容が書いてありますので、簡単に説明させていただきます。

まず、第1条、中国電力株式会社は次の取組を行うということで、(1)から(5)まで、これについて中国電力さんのほうで取組を行っていただくということです。内容としては、代表的なのを読みますと、(1)の来島ダムからの環境放流、毎秒常時2トンとか、

(5) の来島ダム湖における水質対策。このほかにもいろいろ中国電力のほうの取組をお願いしているところがございます。この内容について、これから、中国電力さん、それから島根県の河川課のほうから報告をしていただくこととなります。まず、中国電力さんのほうから最初に第1条の関係について報告をお願いしようと思っております。

それでは、中国電力さん、お願いします。

○大瀬戸部門長 失礼いたします。中国電力の大瀬戸でございます。平素は当社の事業運営につきまして格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、潮発電所の水利使用に関しましては、島根県様、関係市町様に長きにわたりまして御調整いただいておりますことに、改めまして深く感謝申し上げます。

本日は、平成29年確認書の履行状況について御報告をさせていただきます。改めて申し上げるまでもありませんが、水力発電はCO₂を排出しない純国産の再生可能エネルギーでございます。2050年カーボンニュートラルを目指す我が国にとりましても大変貴重な電源であると考えております。当社といたしましては、河川環境と再生可能エネルギー活用の両立に向けて、引き続き地域の皆様に丁寧に御説明をさせていただき、また、しっかりと御意見をお聞きしながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、担当部長の水島から、当社の取組状況について御説明、御報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○水島部長 失礼します。中国電力株式会社電源事業本部再生可能エネルギー部門の水島と申します。どうぞよろしく願いいたします。座って失礼します。

では、右前方のスクリーンを御覧ください。先ほど御説明がございましたとおり、確認書の第1条に当社が実施すべき事項が5項目記載されております。次のページに確認書の原文を示しておりますけども、赤で囲った第1条を抽出したものでございます。この5項目についてこれまで継続的に取り組んでまいりました。ただ、(4)の魚道改修についての応分の負担につきましては、改修工事がまだ実施されておられませんので、社内で予算措置だけ済ませて準備を完了しているところがございます。(1)から(5)の取組がどこの場所で実施されているかを示したのが3ページの流域図でございます。

では、順に御説明してまいります。

(1) では、来島ダムからの環境放流は、常時毎秒2立方メートルとする。

また、(2) では、渇水時においても前号の環境放流を最優先すると記載されております。

す。当社が自主的に毎秒2トンの試験的増放流を開始した2013年から直近2020年までの8年間について、オレンジ色の折れ線グラフが来島ダムへの流入量、四角く青色で示したところが来島ダムからの環境放流量を示しております。ダム流入量を示したオレンジ色の折れ線グラフが赤色で示しました毎秒2トンのラインを下回っているところを黒い楕円で囲っておりますけれども、そのように流入量が減少した時期でも、ダム貯留水を利用することで、毎秒2トンの環境放流を最優先に実施している状況が御確認いただけるかと思ひます。これが来島ダムからの毎秒2トンの環境放流の実施状況でございます。

続きまして、(3)は、当社窪田発電所の窪田堰及び乙立発電所の八幡原堰において、従来からの放流量に加えて、来島ダムからの毎秒2トンの環境放流を発電に利用するのではなく、そのまま下流へ流下するよう記載されております。これは、2013年から直近2020年までの窪田発電所窪田堰からの放流状況でございます。青色で示したのが窪田堰からの放流量で、従来からの放流量に来島ダムからの環境放流を加えて、赤色で示しました毎秒2.078トンの放流量を確保している状況が御確認いただけるかと思ひます。

こちらは、乙立発電所の八幡原堰における放流状況でございます。先ほどの窪田堰同様、従来からの放流量に来島ダムからの環境放流を加えて、赤色で示しました毎秒2.059トンの放流量を確保している状況が御確認いただけるかと思ひます。

この写真は、上側が窪田堰、下側が八幡原堰で、それぞれ左側が来島ダムからの環境放流を加算する前、右側が加算した後の状況を示しております。下側の写真が分かりやすいんですけども、従来、階段状の形をした魚道をさらさらと流れ落ちるように流れていたところを、毎秒2トンを加算した後は、その魚道とそれに併設した新たな放流設備をざあざあと流れ落ちるように流下している状況が御確認いただけるかと思ひます。その状況を動画で御覧ください。

最後に、(5)に記載されました来島ダム湖における水質対策の実施状況について御説明いたします。この水質対策は、湖底の金属溶出対策とアオコ対策の2点に大別されます。これは、来島ダムの上空写真でございます。1点目の湖底の金属溶出対策として設置した装置がこの辺り、2点目のアオコ対策として設置した分画フェンスがこの辺りに位置しております。

来島ダムの水質保全対策については、2013年に水質保全対策検討会を設置し、効果的な対策の検討やその実施状況の確認を行ってまいりました。設置に至る経緯でございますけれども、2011年から2014年にかけて、川の水が黒っぽいですとか、石に黒いコ

ケがつくとの御意見が寄せられ、また、2012年には、貯水池内でアオコの発生が確認されました。このような状況下、島根県様が開催された神戸川の河川環境に関する専門委員会から、黒っぽい水の原因究明に向けた取組について提言を受け、2013年に検討会を設置したものでございます。2015年の第6回までに、湖底の金属溶出対策とアオコ対策の2点について対応策をまとめ、それ以降、対策の実施状況の確認や改善策を検討してまいりました。

これは、その水質対策のイメージ図でございます。まず、1点目、湖底の金属溶出対策といたしましては、高濃度の酸素水を供給できる設備を湖底に設置しております。2点目、アオコ対策といたしましては、万一アオコが発生しても下流へ流下することのないよう、水面にカーテン状の分画フェンスを設置しております。これは、その設置状況の写真でございます。

では、その2つの水質対策について、順に御説明してまいります。

まず1点目、湖底の金属溶出対策でございます。湖底の酸素が少なくなる状態、貧酸素状態となりますと、湖底から金属イオンが溶出し、それがダム下流へ流れて空気に触れて酸化すると黒っぽい水の原因となりますので、高濃度の酸素水を供給することで金属イオンを酸化物として湖底へ沈降させる効果を狙っております。上側が対策前、下側が対策後で、赤の点線で示しましたとおり、湖底近くで貧酸素状態が改善されている状況が確認できます。この結果、対策を実施した2016年以降、鉄濃度が大幅に低下し、大きな効果を上げている様子が確認できます。また、マンガン濃度についても対策実施前と比較して半減していることから、一定の効果を上げている様子が確認できます。

次に、2点目、アオコ対策でございます。植物プランクトンにもいろいろな種類がございますけれども、その中でも藍藻類と呼ばれる種が大量発生すると、悪臭の原因になりして環境に悪影響を与えるため、本検討会では、藍藻類の細胞が1ミリリットル当たり10万個以上となった状態をアオコ発生と定義し、単なる着色現象や緑色の浮遊物が浮かんだ状態とは区別して整理しております。

これは、藍藻類を含む植物プランクトンの発生状況を年代別に示したものでございます。太い青線が藍藻類の量を示しております。2012年に1ミリリットル当たり10万個の基準を上回りアオコ発生となりましたが、それ以降は、このグラフ、縦軸が対数軸となっておりますので、最大でも基準値の1000分の1以下の水準で推移している様子が確認できます。

年代別の湖面の状況を写真でお示ししております。今後も分画フェンスの設置を継続するとともに、植物プランクトンのデータ蓄積を図ってまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、当社には、来島ダムのようなダムが中国5県で約30か所ございますけれども、これほどの長期間にわたって各種データを蓄積し、水質保全対策を検討、実施してきたダムは、来島ダム以外にはございません。

このように、確認書第1条に係る事項については、今までも真摯に取り組んでまいりましたし、今後もその取組を継続してまいりますので、こうした事業への御理解・御協力のほど、よろしく願いいたします。御説明は以上でございます。

○永瀬調整監 ありがとうございます。

先ほどの説明の中で、堰の改修について、魚道改修について説明がありましたけれども、このことについて出雲市さんから補足説明があるようなので、お願いします。

○金築部長 出雲市の農林水産部長の金築でございます。

先ほどの堰の魚道改修の点について、補足で説明をさせていただきます。

明谷堰、それから川崎堰は、それぞれ農業用水の取水堰でございます。明谷堰は乙立発電所、それから川崎堰は窪田発電所、その取水に伴う減水区間にございます。この減水区間の対策として、市が堰の魚道改修を行う際には中国電力さんのほうから応分の負担をしていただくということが、この平成29年の確認書にはうたわれたというふうに承知をしております。現在のところまで、この2つの堰の魚道改修はまだ行ってはおりません。現時点では、この2つの堰の下流にあります取水堰の魚道改修を優先して行う計画としております。昨日、市の議会のほうでお認めいただいた令和4年度の予算において、その堰の魚道改修の測量設計を令和4年度に行う予定としております。こういった対応につきましては、神戸川漁業協同組合さん等々地元の関係者の皆様方の御意向も踏まえて対応をしておるところでございます。以上、補足説明といたします。

○永瀬調整監 ありがとうございます。

それでは、引き続き、島根県土木部河川課より報告をいたします。

○福田室長 失礼いたします。島根県土木部河川課の福田と申します。

河川課のほうからは、平成29年の確認書の履行状況につきまして、別紙の3の資料を用いまして、主に河川の流量の関係について確認を行った内容について説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○三上企画幹 河川課の三上といいます。私のほうから説明させていただきます。座って

説明します。

では、別紙3にて説明をさせていただきます。1ページ目、御覧ください。(1)平成29年確認書による環境放流の確認について。平成29年確認書による環境放流として、来島ダムでは常時毎秒2立方メートル、窪田取水堰では毎秒2.078立方メートル以上、八幡原取水堰では毎秒2.059立方メートル以上を下流に放流することになっております。河川課は、中国電力より1週間ごとの放流データの報告を受けております。過去5年の放流量は別添グラフ1のとおりであり、環境放流が遵守されていることを確認しております。別添資料はちょっと後ほど説明をさせていただきます。

また、平成30年に来島ダム環境放流量等の確認要領を作成しております。県と出雲市、飯南町で平成30年から令和3年まで毎年1回、要領に基づく現地確認を別添表1のとおり行っており、環境放流が適切に実施されていることを確認しております。

(2)神戸川の流況についてでございます。県河川課では、神戸川の流況として国交省出雲河川事務所よりデータの提供を受けており、志津見ダムの貯水位、放流量、流入量及び馬木地点での流量を整理しております。過去5年の状況は別添グラフ2となっており、志津見ダムにおいて流入量減少時にも一定量が放流されていること、馬木地点での正常流量が確保されていることを確認しております。

その他として参考資料をつけておりますが、参考1としては、神戸川の水質についてということで、県河川課では神戸川の水質として、佐田町、下橋波の野土橋付近、乙立町の上乙立橋付近の2地点で、水質に関する主要な項目を毎月観測しております。過去5年の状況は別添グラフ3のとおりであり、一定の水質が保たれていることを確認しております。また、参考2、参考3という資料もつけております。

では、次のページを見ていただきます。次のページは、流量確認地点の位置図としております。先ほど中国電力さんよりもお話がありましたが、県としては、来島ダムの本体の放流、あとは窪田取水堰の放流、八幡原取水堰の放流量をそれぞれ確認しております。

次を御覧ください。続きましては、グラフの説明に入ります。まずグラフ1としましては、来島ダム、窪田取水堰、八幡原取水堰のデータをグラフ化しております。平成29年、過去5年と、あと、プラス参考に、その以前2か年の資料として平成27年から令和3年の資料をつけております。

まず、一番上のグラフが来島ダム貯水位、環境放流量の日平均値のデータでございます。赤い線が来島ダム環境放流量で、黒い線が来島ダム貯水位となっております。赤のライン

が放流量になりますが、基本的に左の流量2つとところの2トンが常時流れていることを確認できておりますが、貯水位が豪雨等で上昇した際、貯水位が19メートル以上上がりますと、ダム安全性も考えてゲート放流というのをしまして、それが今回、この5年で、丸をします4回ほどございますが、その際は環境放流を停止しておりますので、ちょっと赤いグラフが下がっております。その他、じんかい取り除きという、ごみ処理のときの一時的な停止等がありましたので、平均値が少し下がっているということを確認しておりますが、それ以外は環境放流が遵守されていることを確認しております。真ん中、窪田取水堰放流量、一番下が八幡原取水堰放流量、この2つにつきましては、青い字でちょっとたくさん書いてありますが、河川の増水や発電中止などの様々な要因による観測が停止された時期が、赤いグラフ、放流量がゼロになっておりますが、この間、特に観測が停止されていただけで、放流は基本的に上流からそのまま下流に流れております。観測できたデータにつきましては、それぞれ環境放流基準値を上回っていることを確認しております。

続きまして、表の1を御覧ください。続きましては、来島ダム環境放流量等確認要領に基づく現地確認の実施状況について表にしております。2行目、確認内容につきましては、来島ダム八神水位観測所、窪田取水堰、八幡原取水堰の観測機器の稼働状況、観測記録出力状況、機器点検等の管理状況を確認しております。確認結果としましては、下表にある実施日、実施職員におきまして、これまで4回実施してございまして、適切な観測機器、管理体制の下、環境放流が適切に実施されていることを確認しております。実施状況の写真も付けております。

次のページを御覧ください。続きまして、グラフ2としまして、流況の確認として、志津見ダム馬木地点のデータを、これも7年分、27年から令和3年のをつけております。上のグラフが志津見ダム貯水位、流入量、放流量の日平均値でございます。黒い点線が貯水位でございますが、青い線が志津見ダムの流入量、赤い線が志津見ダムの放流量となります。貯水位が下がりました青の流入量が少し減った場合でも、例えば、平成31年の頃ですが、水位が下がり流入量も減ってますが、赤い線で流入量以上の放流をして、一定量の放流を確保しておられますのを確認しております。その結果として、下のグラフが馬木地点の流量の日平均値でございますが、黄色の線が、正常流量として守るべき流量につきまして、先ほどの流入量が減った際にも放流されたことにより、黄色い線を下回ることなく、流量が確認されていることを確認しております。

次のページ、御覧ください。次のページからは、参考としてつけております、水質につ

いてでございます。県河川課では、先ほど言いました2地点、位置図についております野土と上乙立橋で調査しておりまして、調査内容は左の下の表で7項目を検討して毎月観測しております。

それぞれについて状況を説明します。次のページを御覧ください。なお、先ほど言いました野土橋、上乙立橋につきましては、河川の環境基準というのでAA類型という一番きれいな川という位置づけの基準を持っておりまして、その基準に対してどうかということで確認しております。

次のページを御覧ください。1がpHでございます。これも7年分の資料をつけておりますが、流量増減による変化はありますが、弱アルカリ性で安定しているというのを確認しております。

次のページ、御覧ください。続きましては、BODという生物化学的酸素要求量という数値でございます。これは、一時的な流量増減による上昇を除くとAA類型基準以下であることを確認しております。

次のページを御覧ください。続きましては、SS、浮遊物質というものです。これにつきましても、一時的な流量増による上昇を除くと、AA類型基準以下であることを確認しております。

次につきましては、DO、溶存酸素量につきましても、季節変動による周期的な変化はありますが、全てAA類型基準以上であることを確認しております。

次のページが大腸菌群数でございますが、AA類型基準を上回っていますが、過去の数値に比べても悪化の傾向が見られないことを確認しております。これは、年平均値と、あと、右側に過去の平均値の数字を書いております。特に悪化の傾向は見られてないと確認しております。

次のページでございます。次のページが全窒素となります。ここは河川の基準値というのはございませんが、湖沼等の目安より高い数値となっておりますが、悪化の傾向は見られないということで過去の数値等確認をしております。

最後、7番目が全リンということでございますが、同じく、目安値より高いが過去の数値より悪化してないことを確認しております。

以上が県の河川課の確認した状況でございます。あと、参考2としまして、次、16ページですね。これは、県の環境政策課が確認しております。公共用水域の水質結果としてホームページで公表されております。下の上からの4番目のところに神戸川と書いてあ

りますが、先ほど言いましたAA類型に対してのBOD値の数値が公表されております。

最後、18ページに参考資料3をつけております。これは、国交省が実施されてます志津見ダムのフラッシュ放流についての情報がホームページに載っております。これも神戸川の河川環境改善を目的としたフラッシュ放流が行われているということで、平成25年度より9回目ということで、昨年も行われたという状況がホームページに載っております。

以上、大変駆け足になりましたが、県での状況確認の報告でございます。

○永瀬調整監 ありがとうございます。

以上が平成29年確認書の履行状況に関する報告になります。

○松尾副知事 ありがとうございます。

確認書の履行状況について、ただいま報告がそれぞれございました。

学識委員の清家委員、ここで先ほどの報告につきまして御意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょう。

○清家座長 それでは、御指名がありましたので、先ほどの中国電力と島根県河川課からの報告について、私の意見を少し述べさせていただこうと思います。

それで、意見を述べる前に、私の立ち位置について少し説明させていただいてから、来島ダムと神戸川の水環境の現状について説明したいと思います。私はこの協議会の座長であるわけですが、そのほかに、中国電力の来島貯水池水質保全対策検討会、これの委員でもあります。その経緯も含めて説明させていただきます。

まず、中国電力との関係についてですが、2013年2月に公表された、「神戸川の河川環境に関する専門委員会」というのがございました。そこから提言を出したわけですが、その提言を真摯に受け止めて、中国電力はすぐに、先ほど話がありましたように、「来島貯水池水質保全対策検討会」、これを立ち上げたわけです。提言した専門委員会のメンバーだった私に中国電力のほうから、水質の専門家として来島ダムの水質改善のためにこの検討会に加わってほしいとの要請を受けました。それで、中国電力の本気度といいますか、それが十分伝わってきましたので、この検討会の委員を承諾することとし、中国電力に対して直接意見を言うことで、水質対策の構築に尽力することにした次第です。それから、神戸川の河川環境等に関する協議会ですが、2017年6月に設置されたわけですが、つまり、中国電力の検討会発足の4年後ということになります。それで、島根県の河川課からこの協議会の座長の要請を受けたわけですが、その要請を受けた当時は来島ダムの水質対策もやっと順調に進みつつあったこともあり、その要請を受けることにしたとい

うこととなります。

それでは、意見に移りたいと思います。協議会の意見としましては、先ほど飯野幹事会の会長から説明いただいたとおりですが、私は水環境の専門家という立場から、神戸川の水環境保全への取組と、それから水環境の現況ですね、ここにちょっとフォーカスして少し説明させていただこうと思います。

まず、中国電力の取組についてですが、検討会の設立当初というのは、正直言いまして、水環境に関する知見や情報はもとより調査内容も不十分なものでしたので、私もかなり厳しく意見を述べたように記憶しています。ですから、中国電力の当時の担当者は特に御苦労をされたんじゃないかなと思っております。それで、今日まで約9年間にわたって来島ダムの水質保全に取り組んでこられたわけですが、徐々にその成果も見られるようになりまして、具体的な例を1つ挙げますと、先ほどの中国電力からの説明の(5)ですね、それにも関係するわけですが、ダム湖底層の水質改善対策として、WEPシステムですね、これを導入してその運用方法を見直したことで、湖底からの金属イオンの溶出抑制に成功しています。これについては専門委員会の提言の中でも、いわゆる黒い水問題、特にマンガンの問題なんです、それに関連するもので、特に重要な検討項目に位置づけられています。

では、次に、島根県河川課からの報告についてですが、河川の水質評価というのは、一般にBOD値、これを基準に判断しますが、先ほど河川課から説明がありましたように、先ほどの別紙3の16ページにその神戸川のBODの表が載っておりますが、神戸川ではそのBODの基準値をクリアしております。したがって、水質には問題がないということが分かります。

それで、以上述べてきましたように、私見ではありますが、来島ダムのダム管理並びに神戸川水系の水環境の現状に関して、毎秒2トンの環境放流、これを開始以降というのは、特に憂慮すべき重大な問題は生じていないというように考えております。ただし、中国電力に対しては、引き続き、その水質保全対策といえますか、それに資するような調査を継続していただくということが前提になることは言うまでもありません。先ほども継続して調査するんだという言葉いただきましたので、今後も引き続きよろしくお願ひしたいと思います。私からは以上です。

○松尾副知事 ありがとうございます。

では、ただいまの報告につきまして、委員の皆様方から何か御意見、御質問等はござい

ますでしょうか。よろしいですか。

それでは、平成29年に締結いたしました確認書、これの履行につきましては、この調整会議で確認したということにさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

では、続きまして、調整会議における中間検討に入らせていただきます。

先ほど、協議会のほうから状況報告、また意見の報告を頂戴をしたところでございます。これを踏まえまして中間検討をしたいと思っておりますけれども、御意見のある方、よろしく願いいたします。

市長さん、どうぞ。

○飯塚市長 出雲市でありますけれども、先ほど飯野委員から報告がありました協議会の意見を尊重いたします。特に神戸川のモニタリング調査につきましては、早急に実施していただきたいというふうに思います。調査方法や内容につきましても、地元関係者の意見を十分に聞きながら、また専門家のアドバイスも受けて、必要な調査を実施していただきたいというふうに考えております。

それともう1点、平成29年3月の確認書締結及びその後の協議会設置に当たって流域住民から要請された15項目の課題については、協議会の場でしっかり議論していただきたいという提起を出雲市から協議会の座長宛てにしておるところでございます。平成29年10月の第2回協議会においてということ先ほど説明もあったと思っておりますけれども、この15項目について、引き続き協議会において議論を継続していただくようお願いをいたします。

以上、出雲市からであります。

○松尾副知事 ほかに御意見ございますでしょうか。

美郷町長さん、何か、よろしいですか。

○嘉戸町長 はい。

○松尾副知事 飯南町、よろしゅうございますか。

○奥田副町長 会長さんのご意見がありましたらお願いします。

○松尾副知事 分かりました。

そういたしますと、先ほど29年の確認書の履行につきましては、協議会として履行を確認したところでございます。

また、前段で神戸川の河川環境等に関する協議会の状況報告、また意見報告もいただいたところでございます。その中で、歴史的経緯の整理につきましては、飯野幹事会会長から中間報告のまとめということで、過去において関係者間での意見の対立があり、河川環境等の保全を進めるに当たり大きな障害となっていたといった御指摘もいただきました。この指摘につきましては、島根県といたしましても極めて重大に受け止めさせていただきたいと思っております。したがって、この神戸川の河川環境に関する協議会におきましても、様々なお立場、御意見あろうかと思えますけれども、引き続いて関係者の信頼醸成、これを念頭に協議を進めていただきたいと、今、思っているところでございます。

それでは、協議会から3つの意見が報告をされました。この意見を踏まえまして、この調整会議といたしましては、1番目といたしまして、平成29年確認書第1条に記載された中国電力の取組については、取組を継続するとともに取組状況を協議会へ報告すること。2番目としては、神戸川の河川環境等に関する協議を行うため、必要な調査を学識者等の助言を受け実施し、協議会へ報告すること。3番目として神戸川の河川環境について、過去の水利権更新の歴史的経緯の整理を含め、引き続き協議会で、先ほどお願いをさせていただきました関係者の信頼醸成というのを念頭に、引き続き協議の継続をお願いしたいと思っております。特に、出雲市長さんからもございましたけれども、モニタリング、これにつきましては、項目も含めまして、場所も含めまして、関係者の皆さんと十分情報交換、意見交換を踏まえた上で、これについては、しっかりとモニタリング調査をしたいというふうに考えております。

以上を中間検討として考えておりますけれども、委員の皆さん、ただいまのこの3点につきまして、いかがでございましょう。御意見があれば頂戴したいと思います。

○飯塚市長 出雲市でありますけれども、先ほどの会長の案に同意をさせていただきたいというふうに思います。先ほど来、何回も触れていただきました、この、特に関係者間の信頼醸成を図ることというのは、私どもも大変重要なことだというふうに思っておりますので、引き続きこの協議会の場で建設的な議論をしていただきたいたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○松尾副知事 それでは、先ほどの3点につきまして、同意という方向でまとめさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、先ほどのモニタリング、これも2番目のところに含まってはおりますけども、それと15項目の課題、この引き続き検討も併せまして、本日の協議結果を基に中間検討をまとめたいと思います。その方向で、事務局のほう、整理のほうをよろしくお願いを申し上げます。

その他、何か御意見、御質問等がございましたら。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、確認書の履行の確認、そして、この調整会議での中間検討、この2件につきまして終了させていただきたいと思います。

なお、これはちょっと最後に御挨拶で言おうと思ってましたけども、この調整会議、5年ぶりということがございます。今後5年といたしますと、平成9年の土壇場になってからとかにやるとか、また1年に1回はやるだとかいうことではなくて、必要に応じて調整会議のほうは開催をさせていただきたいというふうにも考えております。もちろん事務的に協議会のほうでしっかりと議論、先ほどの3項目も含めて議論をしてもらった上で、この調整会議でさらに方向性の確認が必要であれば、特にそういった時期に関係なくさせていただきたいというふうにも考えておりますので、また委員の皆様には、その際には御協力のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして調整会議のほうは終了させていただきたいと思います。

じゃあ、マイクをお返しします。

○大谷課長 そうしますと、会長をはじめ委員の皆様には、限られた時間内に御協議、御審議いただきまして、ありがとうございました。協議事項は以上で終了させていただきます。

次第に戻りまして、その他、7でございます。

事務局より説明がありますので、よろしくお願います。

○永瀬調整監 事務局から、1つだけ説明をさせていただきます。先ほども説明があったように、協議会は29年の6月から今年の12月まで7回協議会を開催したという報告をさせていただきました。この間、先ほどまとめについて報告いただいた清家委員さんに第1回から第7回までの座長をずっとお願いしていたところです。ただ、清家委員のほうから、このたび、座長と学識委員の退任の申出がありましたことを報告させていただきます。

○大谷課長 清家委員には、調整会議として、長年の御労苦に対しまして感謝の意を表したいと思います。

会長、よろしく願いいたします。

○飯野会長 清家先生、長年にわたりまして誠にありがとうございました。協議会の運営、取りまとめをはじめ、この調整会議、協議会での専門的知見に基づきます助言を頂戴したことに対しまして、心より御礼を申し上げたいと思います。

また、今後もどうか引き続き、私ども、いろいろな協議や、また、いろんな専門的知見、また御経験、これについて、ぜひ私どもに、委員という立場ではなく、高所から専門的に、また助言、または御指導を頂戴できればと思っておりますので、またその際にはぜひよろしく願いをしたいと思えます。

清家先生のこれまでの長年の御尽力に対しまして、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○大谷課長 以上で本日予定しておりました内容は全て終了いたします。

これをもちまして第10回神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議を終了いたします。本日はありがとうございました。